

協働推進ガイドライン



平成20年4月改訂

鳥 取 県 企 画 部

目 次

第 1 章 協働推進ガイドライン改訂の背景・目的	3 -
1 協働推進の背景	3 -
(1) 住民の社会参加の新たな動き	3 -
(2) 中央集権型行政システムの限界	3 -
(3) 新しい公共空間の形成	3 -
2 ガイドラインの策定経過	4 -
(1) 鳥取県の状況	4 -
(2) ガイドラインの目的	4 -
3 ガイドラインの改訂	5 -
第 2 章 協働とは	6 -
1 協働とは	6 -
2 協働の原則	6 -
(1) 協働は手法	6 -
(2) 公平・公正	7 -
(3) 相互理解と相互尊重（対等の原則）	7 -
(4) 自主性の尊重	7 -
(5) 責任と業務の分担	7 -
(6) 情報公開	7 -
(7) 時限設定	8 -
(8) 経 費	8 -
(9) 実施効果の点検	8 -
3 期待される効果	8 -
(1) 住民のメリット	8 -
(2) N P O のメリット	8 -
(3) 行政のメリット	9 -
第 3 章 協働の進め方	10 -
1 協働の相手	10 -
2 事業実施の流れと留意点	11 -
(1) 現状把握、問題分析	12 -
(2) 企画・施策立案～予算化	12 -
(3) 補助金等交付要綱・実施要項等策定	13 -
(4) 事業 P R ・説明会	14 -
(5) 募 集	14 -
(6) 選 考	14 -
(7) 協働のパートナーの決定	15 -
(8) 事業の実施	16 -
(9) 事業完了、実施効果の点検	17 -
第 4 章 これからの県の取り組み	18 -
1 鳥取県としての取り組み	18 -
2 各担当部署・職員としての取り組み	19 -
3 市町村における協働の推進	19 -

<<参考資料>>

1	協働の基礎知識 Q & A	- 21 -
Q1	NPOとは？	- 21 -
Q2	非営利とはどういうことですか？	- 22 -
Q3	NPOで活動している人が給料をもらっていいのですか？	- 22 -
Q4	ボランティアとは？	- 22 -
Q5	NPOとボランティアとの違いは？	- 22 -
Q6	NPOとNGOとの違いは？	- 23 -
Q7	NPOと自治会等地縁組織との違いは？	- 23 -
Q8	NPOの特性は？	- 23 -
Q9	NPOとの協働は、民間企業の圧迫になりませんか？	- 23 -
Q10	公務員がNPOの会員や役員になれますか？	- 24 -
Q11	NPOの法人化とは？	- 24 -
Q12	NPO法人のメリットは？	- 24 -
Q13	NPO法人の義務は？	- 25 -
Q14	NPO法人は、他のNPOより優れているか？	- 25 -
Q15	NPO法とは？	- 25 -
Q16	NPO法人の監督は誰がするの？	- 26 -
Q17	協働と外部委託(アウトソーシング)は何が違うの？	- 26 -
2	協働の事例	- 27 -
3	県内NPO法人認証状況	- 29 -
4	鳥取県非営利公益活動促進条例	- 34 -

凡 例

NPO …… 市民活動団体等の民間非営利組織。この
ガイドラインでは、鳥取県非営利公益活動促進条例で
いう「非営利公益活動団体」(法人格のない団体含む)

NPO法 …… 特定非営利活動促進法

第1章 協働推進ガイドライン改訂の背景・目的

1 協働推進の背景

(1) 住民の社会参加の新たな動き

現在、従来の自治会等の地縁組織に加え、ボランティアやNPOなど、活動の多様化や門戸が広がったことで、自分らしさや生き甲斐を求め、積極的に市民活動に参加する人が増えています。

最近では、地域の課題に自ら関わり、行政や営利企業では対応できないニーズに応じたきめ細かなサービスが提供できるNPOの能力や可能性は高く評価されています。各地方自治体においても、NPOに対する活動支援やよりよいパートナーシップを築こうとする動きがたいへん活発になっています。

鳥取県でも、NPO法人の設立や非営利公益活動全体が活性化し、独自の活動を展開しています。また、NPOが行政と協力して、行政だけでは困難なきめ細かい公共サービスを提供する機会も増えています。

(2) 中央集権型行政システムの限界

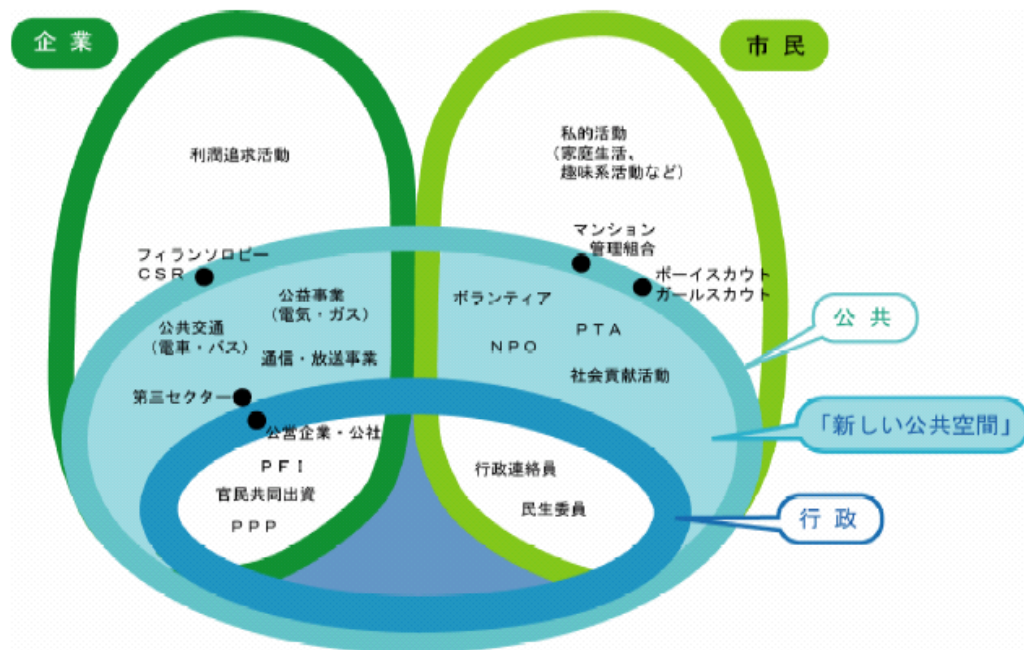
権限、財源等の国への過度の集中と画一性、さらには公平性という行政サービスの特性から、国のシステムでは、多様化する地域のニーズに対応できません。そこで政府は、地方分権一括法の制定、地方分権改革推進会議の発足等により地方分権を進め、地方自らが個性豊かな地域社会の形成や地域の抱える多様な課題に対応することを求めています。

(3) 新しい公共空間の形成

社会経済情勢や価値観の変化により、公共サービスに対する住民のニーズは、今後ますます多様化・高度化していくと思われます。これらの新しいニーズは、従来の行政サービスでは対応が困難ですが、行政が一定の関わりを持ちながらも民間企業や住民が担うことによって、これらの新しいニーズに対応する公共サービスの提供ができると期待されています(新しい「公共空間」の形成)。

その中で、住民が直接・間接的に様々な方法で地域づくりに参画すること、特に、自治会等の地縁組織やNPOが行政と協力して公共サービスを提供することで、多様な地域のニーズに迅速・柔軟に対応でき、より活力のある豊かな地域が形成されると期待されています(次ページ図参照)。

新しい公共空間の形成



(総務省「分権型社会における自治体経営の刷新戦略(H17.3)」より抜粋)

2 ガイドラインの策定経過

(1) 鳥取県の状況

鳥取県では、平成10年12月1日のNPO法の施行以降、より活発になった県内NPOの活動を支援し、県民、市町村と県が協力して豊かな地域づくりを進めるため、鳥取県非営利公益活動促進条例に基づき、次のような取り組みを行っています。

住民が地域づくりに参画する受け皿として、NPOを育成、支援
NPOとの協働で、より住民のニーズに対応したサービスを提供
平成17年度には、NPOがその特長を活かして協働事業を自ら提案できる、企画提案型協働補助事業を実施
NPOや協働に対する行政職員の意識啓発

(2) ガイドラインの目的

NPOとの協働では、相手についてよく理解することが重要です。

そこで県職員等が、協働事業の実施にあたり必要な基礎知識や留意事項等を理解するため、『協働推進ガイドライン』を平成15年度に作成しました。

3 ガイドラインの改訂

平成15年度のガイドライン策定から2年が経過し、県のNPO・ボランティア関連事業は、協働事業を含め平成15年度の69件から平成17年度には112件にまで増加しましたが、「単なる経費削減のために利用されている」等の意見がNPOから出ています。今回、こうした意見を取り入れより協働事業が円滑に進むよう、ガイドラインを改訂することとしました。

各事業担当者が、協働事業推進のために活用するのはもちろん、NPOの関係者にも、協働に対する県の基本姿勢について理解していただければと思います。また、より住民に身近な自治体である市町村においても、今後NPOとの協働をすすめる上で、このガイドラインを参考にいただければ幸いです。

注目！

NPOが注目されるわけ

行政が地域全体のバランスに配慮した公共サービスの公平な提供に適しているのに対し、NPOは地域社会における住民参画の担い手として、次のような独自サービスの提供が可能となります。

サービスを一番必要としている住民自身が参加する等、問題意識の高い団体も多く、最も先端的な課題・ニーズをいち早く把握し対応。

全体の中で優先順位・公平性を考慮する必要性が無く、機動的に対応。行政区画にとらわれない活動が可能。

制度的に対応困難な社会的課題や少数者のニーズにも柔軟に対応。

これまで主に行政が対応してきた分野においても、地域の資源を活用し、より多様で柔軟、小規模なサービスを提供。

また、特定の関心や課題に興味を持つ人々が集まるため、自治会等の地縁組織とは異なる、目的によってつながった新たなコミュニティの創造が期待されています。

第2章 協働とは

1 協働とは

協働(パートナーシップ、コラボレーション)とは、**NPO、企業、行政の社会的立場や目的の異なる組織が、互いのメリットのために各々の持つ資源(人材、物資、ノウハウ等)を持ち寄り、対等な立場で協力しあうこと**をいいますが、このガイドラインでは、NPOと行政の協働を対象とします。

これに対し、ボランティアなど個人の場合は、一般的に「参加」または「参画」と言い、協働と区別しています。



Q どんな事業で協働ができますか？

A NPOと県の双方の活動目的にかなない、それぞれが単独で行うよりも効果が高いと思われる事業は全てで協働が可能です。NPOは、福祉や環境、まちづくりなど様々な分野で活動しています。該当する分野で活動するNPOが県内にあるか確認し、県内外の先駆的な事例等を参考に各担当部署で協働事業として行うかについて検討しましょう。

2 協働の原則

(1) 協働は手法

協働とは、目的ではなく、事業を行う時の手法の一つです。例えば、住民のニーズに合った事業実施のためには、事業の企画段階からNPOの意見を聞き一緒に事業を作り上げていくという姿勢が望まれます。また、委託事業を行う場合でも、どのような実施方法が最も費用対効果が高いか検討し、企業等へ外部発注するのか、協働事業とするのか、または県が直接実施するのかの判断が必要です。

協働により高い効果が期待できる事業形態は次のとおりです(具体的な事例は、p27～p28 参照)。

施策提言や検討委員会等への参画

委託(外部委託と協働の違いについては、p13 及び p25 参照)

補助

共催・実行委員会・協議会

その他(便宜供与、後援など)

(2) 公平・公正

NPOに対して、情報提供や募集、選考等での公平・公正な対応が求められます(機会の平等)。

ただし、NPOが事業を行う時は、地域や目的の特化といった組織の特性上、受益者が限定的となる点を理解する必要があります(公平・公正の原則の押しつけでは、協働のメリットが失われることもあります)。

(3) 相互理解と相互尊重(対等の原則)

事業を進める上で、まず互いの組織の特性や行政との違いを十分理解しましょう。その上で、上下関係でなく対等な横の関係であることを十分に意識し、相手の規模や実績にとらわれずに相手を尊重し、県の都合を一方向的に押しつけないよう注意しましょう。

(4) 自主性の尊重

協働事業の立案等の段階からNPOの参画を求め、NPOの高い専門性やノウハウに基づく意見を尊重しましょう。事業実施段階等においても、自主性を尊重し、NPOがその特性を活かせる工夫が大切です。

(5) 責任と業務の分担

事業実施における役割・責任の分担について、双方の特性を考え、事前に十分に話し合い合意形成しましょう。事業実施中に必要が生じれば適宜協議し、必要があれば、覚書等を作成するのの一つの方法です。

(6) 情報公開

事業の透明性を高めるため、事業についてはもちろん、協働の相手についても県民への情報公開に努めましょう。



Q 情報公開する時の留意点は次のとおりです

県が情報公開に努めていることについて、NPOに説明します。

機会の平等の確保のため、募集に係る情報等は広く県民の目にとまるよう工夫し、併せて、選定基準等審査に係る情報も公開しましょう。

十分な募集期間がとれるよう、広報時期に注意しましょう。

事業概要や募集の他、選定基準や採択結果、事業結果等の過程もできるだけ公開しましょう。審査員として県民に参加してもらうことも透明性を高めます。

アイデア盗用のおそれもあるため、NPOからの企画等を公開する時は、

十分注意し、必要であれば承諾を得ましょう。

審査結果(評価及び採択の可否)等は、必ずその団体に通知しましょう。ただし、採択・不採択理由等を他の団体や一般に評価を公表する場合は、予めNPOの了解を得ておきましょう。

NPOにも、自分たちの活動等の広報に努めてもらいましょう。

(7) 時限設定

時限的に目標(目的)を明確にし、事業終了ごとに事業効果を点検しましょう。特定のNPOの既得権とならないようにすることも必要です。

(8) 経費

事業実施経費は、公金での負担の可否を含め必要性和金額等を十分に検討し明確にしましょう。

(9) 実施効果の点検

協働による実施効果等を確認し、協働の相手と共有しましょう。協働の仕方等を見直し次につなげるとともに、協働による効果がなければ、一般的な外部委託等への切り替えも検討しましょう。

3 期待される効果

(1) 住民のメリット

担い手の多様化により、サービスが多様化し、対応が迅速・柔軟に。
住民の考えや創意工夫が反映され、真に求める公共サービスが実現。
地域の問題に関心を持ち、住民自身が解決に取り組む「住民自治」が根付き、地域の自立が促進されます。

(2) NPOのメリット

公共サービスへの参画機会が拡大。
公共サービスの提供ノウハウを蓄積し、事業遂行能力が向上。
資金等の理由で、これまで実施が困難だった事業展開が可能に。
社会・支援者に対する透明性と信用力の向上。

(3) 行政のメリット

事業の効率的・効果的な実施や、地域に潜在するニーズ・問題への早期対応が可能になり、行政職員の意識啓発や行政改革が推進されます。特定分野に強い関心と意欲・経験を持つNPOの挑戦的な取組や、その提案を施策に反映できます。複数の分野に跨るような横断的な事業を行うことができます。

第3章 協働の進め方

1 協働の相手

協働とは、異なるセクターに属する団体が、共通の目的のために互いの長所を活かして協力し合い、単独で実施するよりも高い事業効果をあげる事業形態です。

このガイドラインでは、主にNPOを協働の相手とします。NPOの活動内容等は、鳥取県非営利公益活動促進条例第2条で規定されています。

NPOは、NPO 法人にとどまらず、広く「特定のテーマに特化」した活動を「有志」が「自発的」に行う団体であり、行政組織とは異なる特性を持つことを理解することで、柔軟な思考で自分たちの仕事を振り返り、業務の改善につなげることもできます。

NPOの概念については、P21 を参照

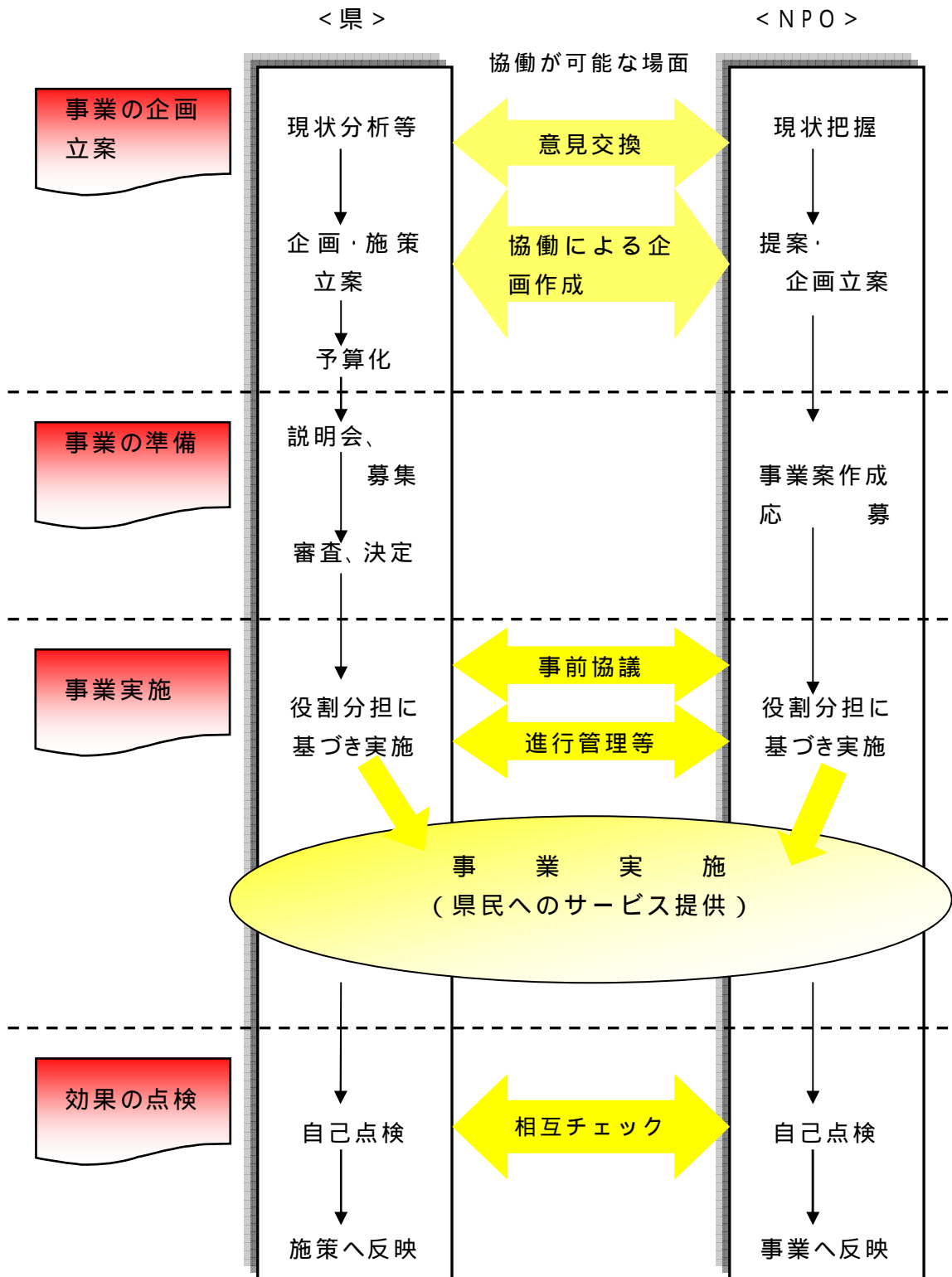
鳥取県非営利公益活動促進条例(抄)

(定義)

第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、次に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の増進を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (5) 環境の保全を図る活動
 - (6) 災害救援活動
 - (7) 地域安全活動
 - (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (9) 国際協力の活動
 - (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (11) 子どもの健全育成を図る活動
 - (12) 情報化社会の発展を図る活動
 - (13) 科学技術の振興を図る活動
 - (14) 経済活動の活性化を図る活動
 - (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (16) 消費者の保護を図る活動
 - (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 2 この条例において「非営利公益活動団体」とは、非営利公益活動を行うことを主たる目的とする団体であって、営利を目的としないものをいう。ただし、次に掲げる活動を行うものを除く。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

2 事業実施の流れと留意点



注) よりよい協働のためには、早い段階でNPOと意見交換等を行うことが望まれますが、どの場面からでも協働を行うことは可能です。

(1) 現状把握、問題分析

担当部署として、各分野の現状認識と課題を整理しましょう。
県民、NPO及び市町村と意見交換、情報収集を行いましょう。
NPOからの企画提案を受けられる機会・窓口を設けましょう。



Q NPOの情報はどこで入手するの？

A 当ガイドラインの巻末に一覧表を掲載していますが、協働連携推進課協働担当のホームページ「いきいきNPO・ボランティア情報ネットワーク」で、NPO法人等の情報を閲覧することができます。また、各市町村の窓口等に関する情報も掲示しています。

<http://www.pref.tottori.jp/kyoudousuishin/npo/>

< 県の相談窓口 >

企画部協働連携推進課 協働担当(0857-26-7070、7248)

東部総合事務所県民局県民課(0857-20-3654)

八頭総合事務所県民局企画県民課(0858-72-3968)

中部総合事務所県民局県民活動課(0858-23-3186)

西部総合事務所県民局県民課(0859-31-9633)

日野総合事務所県民局県民課(0859-72-2083)

(2) 企画・施策立案～予算化

事業の企画段階でもNPOとの協議の場を設けるなど意見を取り入れる工夫をし、協働による施策立案を推進しましょう(NPOからの企画提案があれば、実施可能性を検討)。

協働が手法として最適か(費用対効果、NPOにもメリットがあるか等)検討します。既存事業も点検しましょう。

相手に何を期待し、成果として何を期待するのか明確にしましょう。

協働可能なNPO(団体の目的、活動内容、規模等)の有無を確認しましょう。

事業の適正規模を検討しましょう。全県的な事業では、実施できるNPOに限られるため、地域ごとに分割する等の工夫も必要です。

委員会、共催、補助、委託等から、最適な協働形態を選択しましょう。

ゆとりある実施スケジュールを組みましょう。

より効果的な事業実施のため、債務負担行為などにより複数年に跨る期間設定も検討しましょう。

NPOの意見も参考にしながら、事業内容に応じて必要であれば人件費・事務費を計上しましょう。



Q 協働と外部委託(アウトソーシング)の違いは？

外部委託とは

- ・ 県が予め細かく仕様を定めた上で、外部の専門組織に委託
- ・ 受託者は、仕様書どおりに実施

協働による委託とは

- ・ 企画公募等により一緒に事業を作る(全てを県で決めるのはダメ)
- ・ 受注者、発注者の関係でなくあくまで対等な立場で役割分担を
- ・ 相乗効果により、単独実施よりも高いコストパフォーマンス

(p26 参照)

(3) 補助金等交付要綱・実施要項等策定

NPOから企画提案ができるか検討しましょう(県の都合だけで実施内容を決めず、NPOが持ち味を活かした企画が作成できるか)。

コンペティションの実施等、選考プロセスの公平・透明性を確保しましょう。

団体、事業企画等の選考基準・審査基準を明確にしましょう。

必要書類・項目を精査しましょう。(必要以上に煩雑な手続きでは?)

委託事業で、ある程度具体的な仕様を募集時に提示する場合等は、委託料の精算を行わないことも考えられますので、仕様の内容等を十分整理しましょう。

前金払や概算払を原則としましょう。(NPOは財政基盤が脆弱な場合が多い)

ちょっと一服

NPOからの委託事業についての意見

これまで委託事業を受託したNPOから、様々な意見が出ています。例えば、

- 1 全てがただ働き、人件費や事務費を積算してほしい。
- 2 借金して実施している。資金は、事前にほしい。
- 3 実績報告で、鉛筆1本までの領収書を求められる。そこまでののか？
- 4 一生懸命経費節減に努めても、団体には1銭も残らない。全部精算で返さないといけないの？

などなど、まだまだ沢山あります。これらの意見に対しては、NPOにきちんと説明して理解を得ましょう。

中には、NPOが県の制度をよく知らないため、委託と補助を混同しているケースもあります。事前に委託なのか補助なのか、補助の場合は補助対象経費や補助率について、きちんと説明しましょう。

(4) 事業PR・説明会

多くの人の目に触れるよう、広報紙、HP等様々な手法で広報しましょう。
わかりやすさ、入手しやすさに留意しましょう。

<説明・協議項目の例>

- (ア) 事業概要(目的、期間等)
- (イ) 情報公開の理由(県民への説明責任)と公開項目(選考結果、事業実施結果、実施効果の点検など)について
- (ウ) 協働の手法(委託と補助の制度の違いや手続きを説明)
- (エ) 金銭的助成の対象と支払い方法(前金払、精算払等)
- (オ) 事業予定終期(複数年にわたり事業が継続するかどうか等)
- (カ) 企画段階での金額算出根拠の詳細な内容の提示を依頼
- (キ) NPOからの要望や疑問に対して、納得できる説明を
- (ク) NPOの責任部分については、相手の独自性や自立性等を尊重
- (ケ) 当初取り決めた役割外の作業の依頼に対しては、ケースごとに協議

(5) 募 集

様々な手法により事業をPRしましょう。
関連分野のNPOを把握しましょう。
ゆとりある募集スケジュール設定に努めましょう。
募集条件、審査基準など各種条件を提示しましょう。
団体ごとに記載項目に差が出ないように、企画提案書の様式は審査基準に照らし、提案してもらいたい事項をある程度具体的に指定しましょう。
募集に関するQ&Aは、誰でも見られるようHP等で公表しましょう。

(6) 選 考

直接説明を聞くことができるよう、事業規模に応じてプレゼンテーション等を実施。

選考委員会は、事業内容に応じた適正な審査員数とし、委員には外部の人材(一般県民からの公募や有識者等)を活用しましょう。

応募団体や企画内容に関し、審査員が事前に十分勉強できるようにしましょう(期間、資料など)。

プレゼンテーションを実施する場合、応募団体からの説明や質疑応答の時間を十分にとりましょう。NPOは企画の説明に不慣れな団体も多く、質疑応答で企画の真意を確認することも重要です。

審査会の公開を検討しましょう。ただし、提案に、個人情報や知的財産に属するようなノウハウが含まれる、審査案件が多い等公開では事務負担が多くなる等の場合は一部又は全部非公開とする必要があります。



Q1 協働の相手を選定するときの基準はありますか

- A 質の高い企画であることが第一で、他に次の項目が考えられます。
- 事業の実施能力(事業の継続性・安定性、事業計画の人員・経費の妥当性、類似事業の実施経験の有無)
 - 目的を達成するための強い意欲(プレゼンテーションや聞き取りで、目的達成の意欲や県との協働に対する意欲・責任感を確認)
 - NPO本来の活動の実績
 - 法律の遵守(NPO法に基づく報告、納税義務等)
 - 財政状況(経理の適正な処理、経理状況などの積極的な公開)その他(過去の一般県民などからの苦情、行政指導の有無 等)

Q2 NPOに協働事業の業務遂行能力があるのか不安です

- A 次のような対応が考えられます。
- NPOが適切に判断できるよう、募集時に、事業の目的や内容、選定基準等の条件を具体的に提示
 - 申請書類等に、申請・企画内容の具体性や実現可能性が判断できるよう項目を設定
 - 事業経過や結果の情報公開に努め、またそのことをNPOに周知する。また、NPOの事情により事業実施ができなかった場合の取り扱い等も決めておく
 - 事業開始後は連絡を取り合い、進捗状況や問題等を情報交換
 - 事業遂行能力は、過去の実績等で判断することが多いが、あまり過去の実績にこだわると特定のNPOとの関係だけが強くなり、新たなNPOの参入を阻害することにもなるので注意が必要

Q3 企画提案型の事業で気をつけることは？

- A 事業の実効性や県民への説明責任等を考え、適正に事業を実施しましょう。
- 事業期間 NPOの長所を生かすためには、複数年度で取り組んだ方がよい場合もある。予め複数年度での実施もできるように、債務負担行為等による予算の確保・要綱上の規定の整備や或いは企画公募を前年度に実施する等の工夫を
 - 募集 事前に審査の手順・基準を明示し、審査結果や採否の理由等は応募団体に通知

(7) 協働のパートナーの決定

選考結果を公開します(どの程度公開するかは各事業で判断)。
委託の場合は、見積金額の精査と契約金額の決定及び契約内容の確

認・締結等を行います。

事業実施にあたり、作成・保管が義務づけられる証拠書類について説明します(会計手続き等、行政内部での必要性も説明)。

役割分担や責任、成果物の帰属等に関し協議を行います(実施途中で必要が生じれば適宜協議)。

事業実施後の実施効果の点検と、その項目をNPOに説明します。



Q 協働事業では、どこまでNPOの独自性を考慮すればよいのでしょうか

A 協働の場合、NPO本来の活動にとっても利点があるから関わっているため、県事業としてNPOに譲歩できないラインの判断が重要になります。また、県がどこまで関与するかについては、事業内容と相手によって、柔軟な対応が必要です。

NPOにノウハウがあり、まかせても大丈夫だと判断できれば、できるだけ自主性を尊重し、事業の目的に適う範囲内での柔軟な対応を認めましょう。

広く県民に参加を求める場合は、PR等に関し県の協力が重要です。

NPOは、書類作成等の事務的な業務が苦手な場合があります。必要な手続きや証憑書類の管理等について予めよく説明し、相手がノウハウを蓄積できるよう、助言や一緒に作業することも必要です。

部署としてのコストも考え、県としてどこまで関われるか、関わらなければならないかある程度想定した上で、役割分担について事業実施前に協議し合意を得ておきましょう。

(8) 事業の実施

事前に、手続きの違い等について説明します。例えば、委託と補助は、NPOにとっては同じような事業であっても、契約の締結の有無や成果の帰属、事業実施後の精算行為の有無等、県の手続きは大きく異なり、特に委託の場合、本来は行政が行うべき事業を代行する責任があるため、NPOにも十分な理解と自覚を求める必要があります。

双方が対等な立場で、それぞれメリットがあるから協働となることに留意しましょう。両者とも、自分たちの本来の目的にできるだけ添うよう事業を実施したいと考えるため、できるだけ話し合い、両者の持ち味を最大限活かすことが重要です。委託や補助など県が資金的支援をする場合、県の立場が強くなりがちですが、県の考えを押しつけないようにしましょう。

初めに互いの役割分担、責任について取り決め、必要があれば覚書等を交わすこと等により明確にしましょう。

明らかに初めに合意した内容以上のことを、途中で相手に要求しないよう

にしましょう。どうしても必要な場合は、両者協議し必要性や経費等の諸条件を合意しておきましょう。

県の事業目的等から逸脱しない範囲内であれば、ある程度NPOの自由裁量とすると、状況に応じて迅速で柔軟な対応が可能となります。

進捗状況を把握し、NPOとの意思疎通に努め、問題発生時には迅速に対応しましょう。

受益者からのクレーム等情報を共有し事業に活用しましょう。

(9) 事業完了、実施効果の点検

相互理解を深め、より円滑で効果的な協働事業の実施や協働の形態が最適であるかの検証等のため、実施結果等を把握し共有しましょう。

実績報告、履行報告等においては、契約時に定めた成果や目的に達成具合を重視し、委託経費の使途に重点を置かないようにしましょう。

点検結果は、今後のNPOとのよりよい協働のために活用しましょう。



Q 当事者による実施効果の点検はどうすればいいの？

A 次の点に注意し、評価しましょう。

実施効果の点検の必要性、対象・項目、結果の活用について双方が理解したか。

事業の目的や、協働という形態に期待する効果を明確にするとともに、NPOと県の双方が自らの達成目標等を設定しているか。

スケジュールと進捗状況を把握しできるだけ記録し、スケジュールどおりに行かなかった場合は、その原因を突きとめ改善できたか。

実施効果の点検結果を共有。

実施効果の点検結果のうち、公開できない項目(協働の相手の評価等)以外は、できるだけ事業報告に盛り込む等して公表に努めましょう。

第4章 これからの県の取り組み

鳥取県では、地域の自立を目指して、次のように協働を進めるとともに、住民に身近な自治体である市町村とNPOとの協働が一層推進されるよう、市町村との連携・調整に努めます。

1 鳥取県としての取り組み

(1) 職員の意識啓発

NPOや協働に関する研修会等を開催し、職員の意識啓発に努めます。よりよい住民サービスの提供という視点から、協働という手法が適切に活用されるよう、『協働推進ガイドライン』を適宜改訂し、周知に努めます。職員の一県民としてのNPOの活動等地域活動への積極的な参加を推進します。

(2) NPOとの協力関係の構築

NPOへの訪問や意見交換会等により、ニーズの発見や情報交換に努めます。

NPOの実際の活動等に職員が接する機会をつくります。

協働連携推進課や県内の各総合事務所において、NPOからの相談への対応や、関係部署との意見調整等を行います。

(3) NPOの成長支援

NPOの運営等に対し助言・支援を行います。

行政や企業とNPOとの間に立って橋渡し及びNPOへの各種支援等のあり方について検討します。

(4) 情報公開の推進

協働事業や助成金、研修会・イベント情報等、NPOにとって必要な情報を提供します。

NPOの声、企画提案等について、県庁内部での検討過程・結果等の公開を進めます。

(5) 実施効果の点検

実施効果の点検のため、NPOと県の双方がチェックシートにより事業を振り返り実施効果などを点検します。

協働連携推進課や第三者による、実施効果の点検の導入を検討します。
より効果的な事業実施のため、委託や補助の仕組みを再検討します。

2 各担当部署・職員としての取り組み

(1) 研修会や地域活動等への参加

研修会や地域活動に積極的に参加するとともに、NPOの実際の活動等に積極的に参加します。

(2) 情報公開の推進

協働事業の企画提案等について検討過程・結果等の公開を行います。

(3) 実施効果の点検

当事者同士による実施効果の点検に努めます。

(4) NPOの自立性を尊重する協働の方法の検討

事業企画段階からの協働を推進し、NPOによる事業提案を積極的に取り入れます。

効率的で効果的な協働事業ができるよう、事業実施に当たっては、補助・委託等の中から適切な協働の形態を選択します。

双方の役割・責任分担について話し合い、明確にします。

事業内容に応じて、必要であればNPOの人件費や事務費を積算します。

無駄な手続きや提出書類がないか業務の流れを点検します。

3 市町村における協働の推進

権限移譲等によりその役割が大きくなっている市町村が、厳しい財政状況の中で、自治力を強化し、住民サービスを充実するためには、地域のNPOへの活動支援や協働による新しい公共空間を創造し、住民が多角的にサービスを受容できるようにすることが重要です。

このため、県では、市町村の協働事業等に関する情報入手に努め、次のような市町村に対する支援を積極的に進めます。

研修会等を開催し、市町村におけるNPOや協働の意義、重要性やメリット等について説明し、NPOや協働に対する職員の意識啓発に努めます。

市町村への『協働推進ガイドライン』の周知に努めます。

市町村にNPOの声を伝えるとともに、情報提供に努め、市町村における協働推進を支援します。

《資料編》

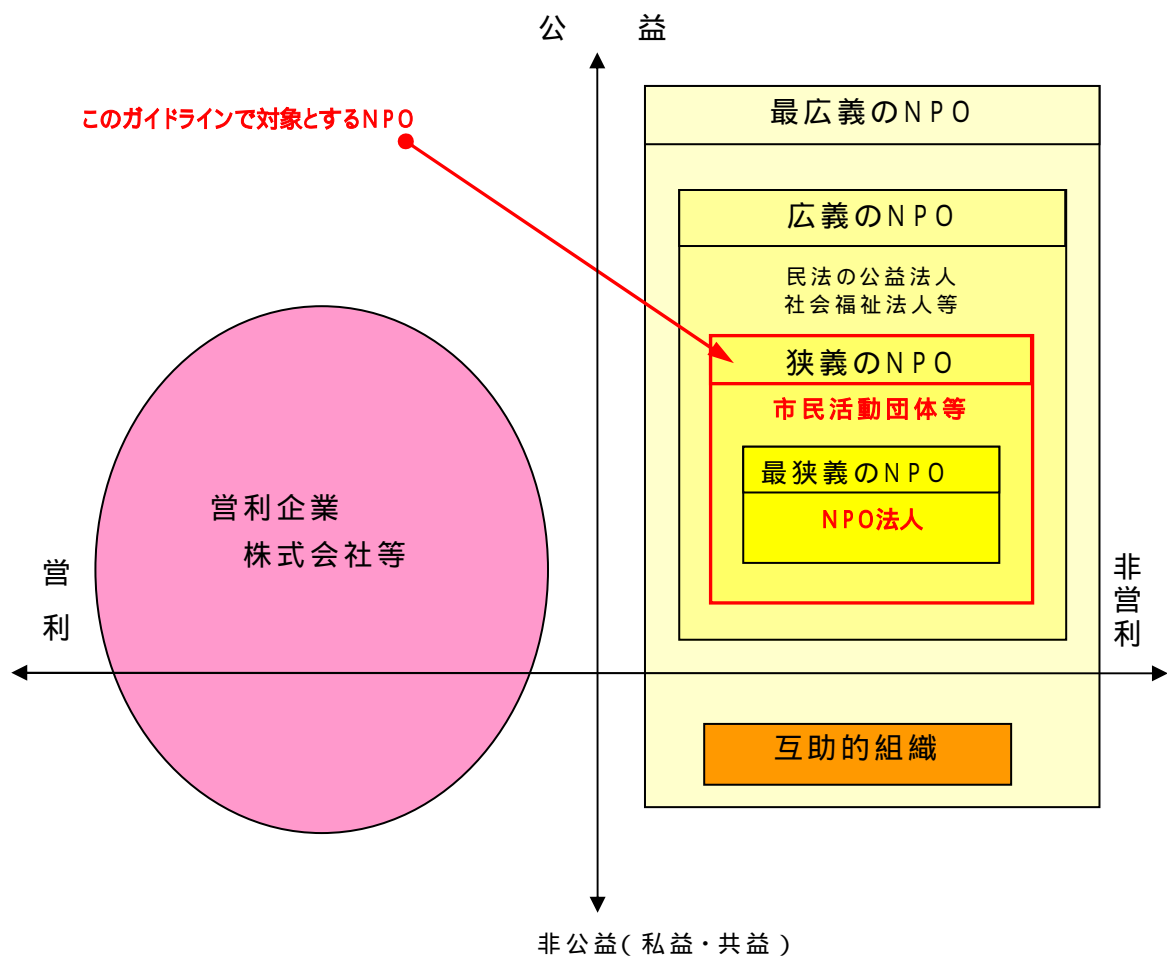
1 協働の基礎知識 Q & A

NPOを知らなければ協働事業は進められません。まずは、基本的な事柄を理解しましょう。

Q1 NPOとは？

NPOは、Non-profit Organization (または、Not-for-profit(but for mission) Organization)の略称で、日本語では「民間非営利組織」と訳されます。営利目的の株式会社等と異なり、営利ではなくその団体の使命・目的のために、自発的な社会的活動を継続して行う団体のことで、一般的には、NPO 法人にとどまらず、広く民間の非営利団体、その中でも住民が主体となり、世の中のためになる活動(社会貢献活動)を行っている団体を指します。

NPOの特性としては、自発性、先駆性、多様性、専門性、機敏性等が挙げられます。



Q2 非営利とはどういうことですか？

非営利とは、利益を団体の構成員に分配しないということです。**無償という意味ではありません。**

株式会社が、利益を株主に配当をするのに対し、NPOは、利益を構成員で分配せず、継続的な社会貢献活動の財源に充当します。

非営利であっても、組織維持・活動のため、有償でサービスを提供する場合があります。また、非営利活動とは別に収益を目的とした事業を行い、活動資金に充てることもできます。

Q3 NPOで活動している人が給料をもらっているのですか？

NPOでは、活動を支えるボランティアの他、専従の職員がいることもあります。

NPOの継続的な活動のためには、事務所の維持や電話代等の事務的経費が必要です。これらの経費が利益の分配でないのと同様、職員の給料も**正当な労働の対価として支払うのであれば、利益の分配とは言えず、非営利であることと矛盾しません。**ただし、あまりにも非常識な高額な給与は、利益の分配と見られる可能性があります。

Q4 ボランティアとは？

一般的には、「無償性を基本として、自らのやりたいことを、自らのできる範囲でおこない、社会をよくしようという個人の活動」と理解されています。また、自分自身の成長など、自身の自己実現の手段としても注目されています。ボランティア活動の基本的な性格としては、次の点が上げられます。

自主性、自発性(自らの意思に基づいて行動する。)

社会性(社会の一員として他の人々や社会の福利を向上させる。)

無償性(自らの経済的利益を求めることが中心的な動機にはならない。基本的には無償だが実費の授受を伴うものもある。) 等

なお、ボランティアは、目的を持って自発的に活動しています。**動員スタッフ等と同様の「単なる手伝い」とは考えず、どうすればやる気と責任感の醸成、社会活動への継続的な参加が図れるか工夫が必要です。**

Q5 NPOとボランティアとの違いは？

ボランティアは、自発的に活動している「個人」、ボランティア団体はそれら個人の「集合体」、NPOは継続的に活動している「組織体」です。

また、ボランティアは労働に対して原則無報酬なのに対し、NPOは利益目的

でなく、組織や活動の維持のため、有償によるサービスの提供が可能です。

Q6 NPOとNGOとの違いは？

NGO (Non-Governmental Organization) は、日本語では「非政府組織」と訳され、国連が政府以外の民間団体との協力関係を定めた国連憲章第71条のなかで明文化されています。

このため、特に国際的な活動を行う団体を指してNGOと言うこともありますが、NGOは「政府であるかないか」、NPOは「営利か非営利か」と、団体を見る視点が違うだけで、**NPOとNGOはほぼ同じ**であると言えます。

Q7 NPOと自治会等地縁組織との違いは？

日本には、自治会などの地縁組織があり、これを基盤に青年団や子ども会、婦人会、老人会などのさまざまな活動が行われています。

これらの多くは、一定の区域に居住している方々の相互扶助的活動(共益性)が中心となっており、公益的な社会貢献活動を自発的に行うNPOとは少し異なると考えられています。

しかし、これら共益団体が、より広い範囲を対象とした社会貢献活動を主要活動に据えれば、NPOととらえることも可能で、その境界は非常に曖昧です。

Q8 NPOの特性は？

従来、公益的なことは行政が担う分野とされてきましたが、現代のさまざまな社会的ニーズには、法令等に基づき平等・公平に行動しなければならない行政では、迅速かつきめ細かい対応が難しくなっています。

一方、自発性、機動性、専門性、柔軟性などを備えたNPOの活動は、規模や範囲は限られているものの、行政の弱い分野、できない分野をきめ細かくカバーできる可能性を秘めています。このような特性は、これまで災害等の非常時に発揮され、社会的に高い評価をうけ、注目されるようになりました。

Q9 NPOとの協働は、民間企業の圧迫になりませんか？

協働の推進の観点は、

従来行政が行ってきたサービスを協働で進めることによる効率化

従来の行政や企業だけでは困難な公共サービスの提供

ですので、協働により相乗効果が期待できない場合は、外部発注等の手法を検討すべきです。よって外部発注へのNPOの参入の形での競争は考えられますが、通常は、協働事業は、民間企業を圧迫するとは考えにくいです。

(p26「協働と外部発注(アウトソーシング)は何が違うの?」参照)

Q10 公務員がNPOの会員や役員になれますか？

公務員も地域の一員として地域やNPOの活動に積極的に参加することが求められています。この場合、公務員が、NPO(法人格の有無を問わない)の会員や役員になることに、特に制限はありませんが、報酬をもらう等の事情によっては、県や市町村など団体ごとに取り扱いが決められている場合があります。

鳥取県では、個人的にNPO活動に参加する場合は特に制限はありませんが、県職員の立場でNPOの役員に就任する場合は、上司等の承認を受ける必要があります。また、報酬等を得る場合は、個人的な参加であっても、地方公務員法第38条第1項の規定により、営利企業等の従事に関する許可を受ける必要があります。

なお、公務員には職務専念義務がありますから、活動によって業務に支障が出ないようにしなければなりませんし、NPOとの間に密接な利害関係がある職員が当該NPOの役員に就任しようとする場合には、県民に疑惑が生じないか十分考慮しなければなりません。

Q11 NPOの法人化とは？

法人格を持っていないNPOは一般的には任意団体と呼ばれ、実態は団体であっても法律上は個人の集まりとしての扱いを受けます。

法人格がないことのデメリットは次の点です。

代表者等の個人名でなければ契約や口座の開設、不動産の登記ができなため、名義人が脱退すると団体としての活動に支障
活動中に事故が発生した場合の、責任の所在が不明確
海外での活動を目指す場合、法人格の有無により、場合によっては活動に支障をきたす

法人格の取得については、NPO自らがメリットとデメリットを比較し判断します。活動をしていく上で必要だから法人格を取得する、特に困らないから当面は任意団体のままでいて必要になったら法人格を取得する、というように、法人化は、**NPOの自由意志で決める**ことです。行政の都合だけで、行政主導で法人を設立するのは、NPOの独立性・独自性に照らしても適当とは言えません。

Q12 NPO法人のメリットは？

法人になるメリットは、**権利関係や責任の所在を明確にすることができる**ということです。規模や活動の内容にもよりますが、一般的には、組織や活動の規模が大きくなってくると法人格があればメリットが増し、有志のサークルや同好会の

規模で自由に活動できれば良いという場合は、法人格を取得するメリットはあまりないと思われます。

具体的なメリットは、次のとおりです。

法律行為が団体名で行えます。代表者が交代するごとに契約等の名義変更をする必要が無く、また、不動産登記等が団体名のできるため、代表者が交代しても相続等の問題(相続税の支払い等)が回避できます。法に従った運営、情報公開をしているため、信用が増すこともあります。NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものは、認定NPO法人として、寄付者及び自身に税制面の優遇措置を受けることができます。

Q13 NPO法人の義務は？

毎年1回以上の総会の開催、事業報告書や決算書類の県への提出、情報公開等のNPO法に定められた義務や、税務署、県及び市町村への申告・納税の義務が課せられます。ただし、一定の要件を満たすNPO法人は、法人県民税の均等割額の減免や不動産取得税・自動車取得税等の課税免除などを受けられます。

Q14 NPO法人は、他のNPOより優れているか？

NPO法人は、他のNPOより優れているとは言えません。**NPOの評価は、法人格のあるなしではなく、活動の内容により判断されるべき**であり、その判断・評価も行政ではなく、住民が行うべきです。

また、所轄庁(都道府県及び内閣府)による**NPO法人の「認証」も、NPO法人の活動に対し、お墨付きを与えるものではありません**。原則書面審査で、NPO法の基準や手続きに適合していれば認証され、活動実績は問われません。

ただし、NPO法人は、法律によって情報公開が義務付けられているため、運営や活動内容の透明性が高くなります。

Q15 NPO法とは？

正式には「特定非営利活動促進法」といい、平成10年に施行されました。

目的 一定の要件を満たす市民活動を行う民間の非営利団体に、簡易・迅速に法人格という道具を与え、その活動を支援します。ただし、**団体の活動を正当化したり、団体をバックアップしたりするためのものではありません**。

特徴 **法律に定められた要件を満たしていれば、所轄庁は法人の設立を認めなければなりません(認証)**。また、役所の裁量で判断するこ

とを少なくするため、他の法律のように政令・省令・通達等で定めている細かい運用等は作られず、細目的なことも法律に書かれています。

Q16 NPO法人の監督は誰がするの？

NPO法人は、行政の監督をあまり受けない仕組みになっています。これは、NPO法の成立の背景に**NPO法人は住民自らが監督し、育てていくもの**だという考え方があるからです。このため、**NPO法には住民がNPO法人に関する書類を自由に見ることができるシステムがあります。**

認証申請時、申請年月日、申請団体名、代表者、事務所の所在地、法人の目的を県公報で公告。また、団体の定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書、収支予算書の書類は、申請から2ヶ月間縦覧。

NPO法人は、事業報告書、役員名簿等、定款などの書類は、会員をはじめ法人と利害関係のある方には法人の事務所で閲覧させなければなりません。

と同じ書類は、協働連携推進課協働担当のHP「いきいきNPO・ボランティア情報ネットワーク」で閲覧できます(ただし、社員名簿は、協働連携推進課及び県内各総合事務所県民局窓口での閲覧)。なお、他の都道府県では、所轄庁で閲覧できます。

検査・改善命令・取消について

所管庁は、法令等に基づく処分や運営が著しく適正を欠く場合、事業報告書未提出が3年以上続いた場合など相当な理由がある場合、必要な処分を行うことができます。

Q17 協働と外部委託(アウトソーシング)は何が違うの？

協働も、パートナーシップやコラボレーションの要素のある外部委託の一形態といえることができ、次のような特徴があります。

事業の目的が、行政とNPOそれぞれの活動目的に合致し、それぞれが自立性を保ち、対等な立場で関わります。

一緒に取り組み、それぞれの持ち味を活かすことで、単独で実施するよりもいっそう効果が高まります。

事業実施に当たり、NPOが、その事業に関する専門性と、住民参加という当事者性という2つの特性を活かすことができます。

ただし、NPOの本来業務でない収益事業で、協働するメリットのない事業は外部委託となり、民間の営利企業と同じ扱いが必要になります。

2 協働の事例

これまで実施された協働事業をいくつかご紹介します。これ以外にも、複数の手法を組み合わせた(企画立案と委託事業等)事業等、多様な協働事業が実施されています。

提言や企画立案や検討委員会などへの参加

事業名 長期子ども自然体験村
実施団体 NPO法人岩美自然学校
概要 NPO法人岩美自然学校からの企画提案を受け、子どもたちの生きる力を養うことを目的として実施。親元を離れ異年齢集団での共同生活と自然の中での体験学習を行う。



実施団体スタッフの他、地元住民も参加し、地元の自然や伝統文化に触れる様々なプログラムを実施した

委託事業

事業名 若者地域づくり支援事業
実施団体 日野ボランティアネットワーク等 3団体
概要 未就職の若者を対象に地域づくり支援者を募集し、耕作放棄地等の農地化・維持管理活動等の地域づくり活動を実施する



日野ボランティアネットワークでは、3名の未就職の若者が同じ釜の飯を食い、慣れない農作業や地域活動に汗を流した

補助事業

事業名 女性の家庭と仕事の両立支援事業(企画提案型協働補助事業)
実施団体 NPO法人はっぴいりんく等 4団体
概要 NPOの企画を活かした協働事業実施のため、県と協働する事業

の企画を募集し、担当課とのマッチング及び実施経費の助成を行う。



平成17年度、NPO法人はっぴいりんくは、男女共同参画センターと協働し、在宅ワークの体験講座・技術研修会を継続的に開催

共催・実行委員会・協議会

事業名 第58回全国レクリエーション大会開催事業
実施団体 第58回全国レクリエーション大会 IN とっとり実行委員会
概要 鳥取県レクリエーション協会と鳥取県や鳥取市等が実行委員会を組織し、第58回全国レクリエーション大会を開催した。



期間中、12の種目別交流大会や32の研究フォーラム等が開催され、レクリエーション協会加盟のNPOがその運営に参加した

その他

事業名 県普通財産の無償貸し付け
実施団体 NPO法人グリーンスポーツ鳥取
概要 実施団体の活動の場として、また地元住民がスポーツやレクリエーションに利用できる緑地広場として、湖山池北岸の県有地を無償貸与している。(平成14年の条例改正により、普通財産を公共的団体に無償又は減額での貸付けが可能に)



湖山池周辺の雑草が、住民がスポーツ等を楽しむ芝生広場となり、周辺の美観形成にも寄与している

3 県内NPO法人認証状況

「認証」とは、ある行為が法令に適合しているかを審査して、その判断を表示する行為です。NPO法による認証は、活動実績に関係なく、法人設立要件に適合するか否かで判断され、いわゆる「お墨付き」を与えるものではありません。NPO法人がどの程度信用できるかは、公開されている情報等をもとに、各人が判断することが求められています

下の一覧表は、県内のNPO法人の所在市町村や主な活動分野をまとめたものです。なお、最新のNPO法人に関する詳細情報(団体の目的、主な活動内容、代表者の他、定款や前年度の活動実績等)は、企画部協働連携推進課協働担当のホームページ「いきいきNPO・ボランティア情報ネットワーク」でご覧いただけます。

<http://www.pref.tottori.jp/kyoudousuishin/npo/>

県内のNPO法人一覧

(平成20年3月末現在)

活動分野表記 福祉:保健・医療・福祉、子ども:子ども健全育成、環境:環境保全、文・ス:学術・文化・芸術・スポーツ、まち:まちづくり、教育:社会教育、国際:国際協力、就労:職業能力・雇用機会、情報:情報化社会、消費:消費者保護、人権:人権擁護・平和推進、男女:男女共同参画、経済:経済活動、災害:災害救護、支援:NPO連絡・助言・援助

NO	所在地	N P O 法 人 名	主な活動分野
1	鳥取市	鳥取環境市民会議	環境、まち
2	鳥取市	グリーンハット	環境、国際
3	鳥取市	鳥取砂丘風のネットワーク	環境
4	鳥取市	ピーグル	教育、文・ス
5	鳥取市	ふるさと文化研究会	教育、まち
6	鳥取市	鳥取砂丘と東部広域観光を考える100人会	まち、環境
7	鳥取市	湖山池石がま漁を伝承する会	文・ス、教育
8	鳥取市	賀露おやじの会	まち、子ども
9	鳥取市	子どもの虐待防止ネットワーク鳥取	子ども、人権
10	鳥取市	新住まい学ネットワーク	福祉、環境
11	鳥取市	はあと&はんど	福祉、災害
12	鳥取市	鳥取発エコタウン2020	環境
13	鳥取市	ウェルネススクール	文・ス、子ども
14	鳥取市	グリーンスポーツ鳥取	文・ス、子ども
15	鳥取市	B.F.Oじげ	まち、福祉
16	鳥取市	まちづくりNPO「魁」	まち、文・ス
17	鳥取市	いんしゅう鹿野まちづくり協議会	まち、文・ス
18	鳥取市	心のケア・ネットワーク	福祉、教育

19	鳥取市	国際結婚協力機構	国際、まち
20	鳥取市	ネパールに学校を建てる会	国際、子ども
21	鳥取市	日本空手アカデミー	文・ス、子ども
22	鳥取市	鳥取スポーツクラブ	文・ス、子ども
23	鳥取市	ラーバンマネジメント	まち
24	鳥取市	気多の權	文・ス、教育
25	鳥取市	市民の生活権利擁護センター-うさぎの耳	教育、まち
26	鳥取市	因幡万笑の会	福祉
27	鳥取市	NPO市民文化財ネットワーク鳥取	まち、文・ス
28	鳥取市	桜坂デイサービスセンター	福祉
29	鳥取市	子どもセンターばちばち	子ども
30	鳥取市	いちばん星	福祉
31	鳥取市	ルピナス	福祉
32	鳥取市	鳥取・賀露みなとオアシス	環境、まち
33	鳥取市	和みの郷	福祉
34	鳥取市	鳥取社会福祉評価機構	福祉
35	鳥取市	とっとりフィルムコミッション	文・ス
36	鳥取市	いなば社会福祉評価サービス	福祉
37	鳥取市	くらしのお手伝い よねさと	福祉、まち
38	鳥取市	鳥すぽ net	文・ス、子ども
39	鳥取市	とっとり希望化計画21	まち、支援
40	鳥取市	「十人十色」	福祉
41	鳥取市	千年の湯吉岡温泉	まち、経済
42	鳥取市	氷河・雪氷圏環境研究舎	教育、環境
43	鳥取市	のどか	福祉、子ども
44	鳥取市	EASE フットボールクラブ	文・ス、子ども
45	鳥取市	陽和会	福祉
46	鳥取市	悠ゆうの郷	福祉
47	鳥取市	おあしす	福祉、まち
48	鳥取市	とっとり語り部師範の会	教育、まち
49	鳥取市	ポラーノ広場	福祉、教育
50	鳥取市	ひつじの会	福祉、経済
51	鳥取市	Studio - E	福祉、就労
52	鳥取市	地域ネットワーク鳥取	福祉、文・ス
53	鳥取市	就労支援センター和貴の郷	福祉、まち
54	鳥取市	夢ハウス	福祉、就労
55	鳥取市	にこにこファーム	福祉、就労
56	鳥取市	このゆびとーまれ	福祉、まち
57	鳥取市	鳥の劇場	文・ス、まち

58	岩美町	ギルドボックス	教育、福祉
59	岩美町	岩美自然学校	教育、子ども
60	岩美町	岩美あくていぶカンパニー	福祉、教育
61	岩美町	ウイング本庄	環境
62	岩美町	鳥取青少年ピアサポート	子ども、就労
63	岩美町	いわみ工芸村実行委員会	文・ス
64	岩美町	岩美障がい児者親の会びゅあふれんず	福祉、教育
65	八頭町	れしーぶ	福祉
66	八頭町	We garden our city!	まち
67	八頭町	八東の便利屋	まち、環境
68	智頭町	新田むらづくり運営委員会	まち、文・ス
69	智頭町	のんびり小町	福祉
70	智頭町	和の輪	福祉
71	倉吉市	倉吉水泳協会	文・ス、子ども
72	倉吉市	鳥取県中部断酒新生会	福祉
73	倉吉市	こども未来ネットワーク	文・ス、子ども
74	倉吉市	サカズキネット	まち
75	倉吉市	日本 - タイ王国メガネボランティアグループ	国際
76	倉吉市	かほくスポーツクラブ	文・ス、子ども
77	倉吉市	未来	文・ス
78	倉吉市	たかしろ	福祉
79	倉吉市	大きな樹「友だち村」	福祉
80	倉吉市	養生の郷	まち
81	倉吉市	一粒の麦	福祉
82	倉吉市	あかね	福祉、子ども
83	倉吉市	アザレア文化フォーラム	文化・ス
84	三朝町	NPOみささ温泉	まち、経済
85	湯梨浜町	ハウス・ドック	福祉、消費
86	北栄町	トマトの会	福祉、教育
87	琴浦町	花本美雄文化振興会	まち、教育
88	琴浦町	オレンジ	教育、まち
89	米子市	すてっぷ	福祉
90	米子市	鳥取県断酒会	福祉
91	米子市	参加型まちづくりセンターガイナボックス	まち、支援
92	米子市	やまつみスポーツクラブ	文・ス
93	米子市	国際経済文化交流協会	国際、教育
94	米子市	ピアホーム	福祉、子ども
95	米子市	皆生ライフセービングクラブ	文・ス、子ども
96	米子市	よなご環境学習推進フォーラム	環境

97	米子市	のんびりハウス	福祉
98	米子市	国際セーヴァの会	国際、子ども
99	米子市	地域福祉ネット	福祉
100	米子市	大山中海観光推進機構	まち、文・ス
101	米子市	ひまわり倶楽部	福祉
102	米子市	交通弱者を支える会	福祉、まち
103	米子市	パークよなご	まち
104	米子市	日野川かんぱにい	文・ス
105	米子市	ぱーとなー	福祉、情報
106	米子市	コミュニケーション支援センター ふくろう	福祉
107	米子市	米子ボート協会	文・ス
108	米子市	鳥取県障害者就労事業振興センター	福祉、就労
109	米子市	ソーマレグルス	福祉
110	米子市	がいなネット	教育、まち
111	米子市	エコパートナー とっとり	教育、まち
112	米子市	淀江作業所	福祉
113	米子市	MEDAKA	まち、環境
114	米子市	精神障害者家族会すけっと	福祉、教育
115	米子市	さきつっ子くらぶ	まち、男女
116	米子市	日本野鳥の会鳥取県支部	まち、環境
117	米子市	中海エリア糖尿病療養研究機構	福祉、教育
118	米子市	マンマプロジェクト	福祉、子ども
119	米子市	しんらい	福祉、環境
120	米子市	よなご知財活用支援センター	教育、まち
121	米子市	地域活動支援センターおおぞら	福祉、教育
122	米子市	中海再生プロジェクト	環境、まち
123	米子市	あかり広場	福祉、まち
124	米子市	喜八プロジェクト	まち、文・ス
125	米子市	開業塾	教育、情報
126	米子市	権利・義務を証する書面の作成により 予防法務を推進するネットワーク	教育
127	米子市	まちなかこもんず	まち
128	境港市	鳥取県わかば断酒会	福祉
129	境港市	ユートピア誠道	子ども、環境
130	境港市	アームズ	文・ス、まち
131	境港市	未来守りネットワーク	環境
132	境港市	環境管理プロジェクト	環境、まち
133	境港市	カンタ倶楽部	福祉、まち
134	境港市	お菓子屋くれぱす	福祉、就労

135	大山町	はっぴいりんく	就労
136	大山町	きらめき	福祉、就労
137	伯耆町	大山・日野川自然の会	環境、教育
138	伯耆町	伯耆みらい	福祉、就労
139	日南町	いんくるサポート	福祉
以下は、複数の都道府県に事務所がある、内閣府所管のNPO法人			
1	鳥取市	教育支援協会	子ども、教育
2	鳥取市	ワーカーズコープ	福祉、まち
3	鳥取市	住環境の騒音・振動・低周波音を考 える会	環境、福祉
4	鳥取市	がんばれ日本	福祉、まち
5	米子市	日本放牧養豚研究会	環境、福祉
6	米子市	RUMアライアンス	環境、教育
7	米子市	ウィザード	教育、環境
8	境港市	農山漁村女性活動推進機構	福祉、男女

4 鳥取県非営利公益活動促進条例

平成 13 年 9 月 28 日
鳥取県条例第 50 号

名実ともに地方分権時代が進み、各地方においては、それぞれ地域の個性に対応した地域づくりが競い合われている。しかし、住民の価値観の多様化が著しい今日、地域づくりを市町村や都道府県の活動にのみ任せていると、理想の社会を実現できないことは明らかである。個性豊かで活力に満ちた地域づくりのためには、住民自治の観点に立ち、地域の「自立」に向けて、地域の特性や実情に応じて、住民自らが自分たちの地域のことを決定し、自らが実践していく取組を進めることが必要になってくる。このような時代背景に対応するためには、住民、市町村及び都道府県が連携、協力し、互いの役割を自覚し合うパートナーシップの関係を確立していく必要がある。

我が県では、市町村合併により新たな市町村の枠組みが生まれ、今後は住民に一番身近なところで地域の実情や住民ニーズに沿った公共サービスの提供や、住民が自らの視点で課題を解決したり、地域づくりが行えるよう、分権の思想・考え方を行政から住民へと広げていくことも求められているところである。今後さらに、個性豊かで活力に満ちた鳥取県土の形成のために、県民による非営利公益活動を活発にしていかなければならない。特に、県民による非営利公益活動の中核を担うことが期待される非営利公益活動団体の育成・支援が必要であるとの認識に立ち、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ボランティア活動をはじめとする非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、県民、市町村及び県の責務を明らかにするとともに、県民による非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、次に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動

- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (11) 子どもの健全育成を図る活動
 - (12) 情報化社会の発展を図る活動
 - (13) 科学技術の振興を図る活動
 - (14) 経済活動の活性化を図る活動
 - (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (16) 消費者の保護を図る活動
 - (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 2 この条例において「非営利公益活動団体」とは、非営利公益活動を行うことを主たる目的とする団体であって、営利を目的としないものをいう。ただし、次に掲げる活動を行うものを除く。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- 3 この条例において「県民」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 県内で非営利公益活動を行う個人及び非営利公益活動団体
 - (2) 県内に居住し、又は滞在する個人
 - (3) 県内で事業又は活動を行う個人及び団体

(基本理念)

第3条 県民、市町村及び県は、県民による非営利公益活動の健全な発展のため、相互の役割を尊重し、互いの理解と信頼を深めるように努めなければならない。

- 2 県民、市町村及び県は、県民による非営利公益活動の健全な発展のため、県民の自主性及び自律性を最大限尊重するとともに、多様な価値観に基づく県民相互の利害の調整に努めなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、非営利公益活動に対する理解を深めるとともに、自己の役割と責任を自覚し、自発的に非営利公益活動を行うよう努めなければならない。

- 2 非営利公益活動団体は、自らの情報を積極的に公開することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

(県の責務)

第5条 県は、市町村と連携を図りながら、非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 県は市町村が、非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施するよう促すほか、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体に関する情報を収集し、県民が学習する機会を提供することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるよう努めなければならない。
- 4 県は、県民が行う非営利公益活動と競合するおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、県民が当該非営利公益活動を行うことを妨げないように配慮しなければならない。

(業務の協働実施等)

第6条 県は、施策の策定及び実施に当たり非営利公益活動団体の知識経験を活用できると認めるときは、当該特定非営利活動団体と協働して業務を実施し、又は当該特定非営利活動団体に業務を委託するよう努めなければならない。

- 2 県は、非営利公益活動団体との協働について職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第7条 県は、非営利公益活動団体を支援するため、情報の提供、人材の養成、活動拠点の整備その他の措置を講ずるものとする。

- 2 県は、非営利公益活動団体相互の交流及び連携を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(意見又は提案の聴取)

第8条 県は、県民が行う非営利公益活動と関連する施策の策定及び実施に当たっては、あらかじめ、県民の意見又は提案を聴くよう努めなければならない。

- 2 県民は、前項の規定による場合のほか、県の施策に対する意見又は提案(特定非営利活動法人と協働して業務を実施し、又は特定非営利活動団体に業務を委託することを求める提案を含む。)を知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する企画部長。以下同じ。)に提出することができる。
- 3 知事は、前2項の規定による意見又は提案の提出があったときは、遅滞なく、当該意見又は提案の内容及びこれらに対する県の意見を取りまとめ、公表しなければならない。

(就業環境の整備)

第9条 事業主は、労働者が非営利公益活動に参加しやすい就業環境の整備に努めなければならない。

- 2 知事は、非営利公益活動に参加しやすい就業環境の整備を図るために必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な報告を求めることができる。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

附 則(平成15年条例第31号)

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

策定 平成15年12月
改訂 平成18年 2月
改訂 平成19年 4月
改訂 平成19年 7月
改訂 平成20年 4月

平成19年7月改訂版

協働推進ガイドライン

〒680 - 8570

鳥取県東町1丁目220

鳥取県企画部協働連携推進課

TEL 0857 - 26 - 7070、7248 FAX 0857 - 26 - 8129

URL <http://www.pref.tottori.jp/kyoudousuishin/npo/>

e-mail kyoudourenkei@pref.tottori.jp